

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	2	担当課	循環型社会推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	8の2-5	許認可等の内容	一般廃棄物処理施設の使用前検査
<p>(根拠規定)</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (許可の基準等)</p> <p>第八条の二</p> <p>5 前条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該一般廃棄物処理施設が当該許可に係る同条第二項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。</p>					